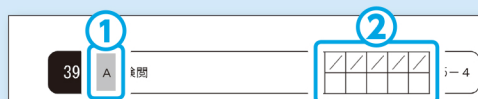


OUTPUT 過去問集(トレーニング)

受講生の効率的な「過去問」学習を実現するために作成された教材です。

行政書士試験が統一試験となった**1987年から2017年までの行政書士試験の「過去問」**を厳選し、法改正の内容も踏まえた上で科目別・体系順に並べ、問題と解答を見開きで掲載しています。各問題には重要度が付けてありますので、これを1つの目安にして、何度も繰り返し解くことにより、合格が近づきます。「過去問」という貴重な情報を徹底活用することで、合格に必要な実力が身につきます。



次の文章は、ある最高裁判決の一部である。そこにいう検閲の定義にあてはまると考えられる事例は、ア～オのうち、いくつあるか。

憲法21条2項にいう「検閲」とは、行政権が主体となって、思想・表現の自由を制限し、その全部又は一部の発表の禁止を目的として、対象とされき網羅的に、発表前にその内容を審査した上、不適當と認めることを、その特質として備えるものを指す。

- ア 税関で、関税定率法における輸入禁制品の検査の結果、わいせつな輸入を禁止すること
- イ 当事者の申請に基づき審理した上で、裁判所が、名誉毀損表現の処分により事前に差し止めること
- ウ 高等学校用「政治・経済」の教科書として出版しようとした書籍で検定し、不合格の処分を行うこと
- エ メーカー式典に使用する目的で出された、公共の用に供されるに對して、不許可の処分を行うこと
- オ 総務省で、出版前に書物を載本することを義務づけ、内閣府の書籍については、発行を禁止すること

- 1 一つ
- 2 二つ
- 3 三つ
- 4 四つ
- 5 五つ

39 正解 1

設問文の検閲の定義は、検閲検査事件で最高裁判所が示したものであり(最大判昭和59.12.12)、その後、現在に至るまで踏襲されています。

- ア × 本職は、「輸入を禁止」するものであり、「発表前にその内容を審査し」、その「発表を禁止する」ものではありません。上記検閲検査事件で、最高裁判所は、「輸入が禁止される表現物は、一般に、国外においては既に発表済みのものである」とし、その輸入禁止は、「当該表現物につき、事前に発表そのものを一切禁止する」というものではない」とことから、検閲検査は、検閲に該当しないと判断しています。
- イ × 「裁判所」によってなされるものは、「行政権が主体」となるとする設問の検閲の定義に該当しません。判例も、裁判所の仮処分による事前差止めは検閲にあたらない旨の判断をしています(北方ジャーナル事件：最大判昭和61.6.11)。
- ウ × 教科書を検定し、不合格の処分をすることは、「教科書としての出版」を認めないということに留まるものですから、検閲に該当しません。判例も、教科書の検定は「一般図書としての発行を妨げるものではなく、発表禁止目的や発表前の審査などの特質がないから、検閲にあたらない」と判断しています(第一次家永教科書事件：最判昭和5.3.16)。
- エ × 「広場の利用」の制限は、「表現物」を対象とするものではありませんから、検閲の定義に該当しません(皇居前広場事件：最大判昭和28.12.23参照)。
- オ ○ 総務省は「行政権」であり、「出版前に……内閣府の結果……発行を禁止すること」は、設問の検閲の定義に該当します。

以上より、検閲の定義にあてはまると考えられる事例はオのみであり、肢1が正解となります。

学習のポイント

見ましょう。本問では、定義が示されていますので、この定義に各事案を1つ1つ丁寧にあてはめて、検閲の要件を満たすかどうかを判断してください。

持ち運びに便利なコンパクトサイズ(A5)

通勤時間や休憩等のスキマ時間を利用しての学習が可能!!

第5章 自由権・1 (精神的自由権)

25 A 思想・良心の自由、宗教の自由 21-5

精神的自由権に関する次の記述のうち、判例の趣旨に照らし、正しいものはどれか。

- 1 憲法19条の「思想及び良心の自由」は、「宗教の自由」(20条1項)の保障対象を宗教以外の私人的な世界観・人生観等にまで拡大したものであるため、宗教の自由の場合と同様に、国や組織と教義体系を持つ思想・世界観のみが保護される。
- 2 憲法19条の「思想及び良心の自由」は、国民が抱くあらゆる思想を抱えているかについて国家権力が開示し陳述することを禁止するものであるため、選挙広告の掲載は、それが事象の真相を告知し陳述の意を表するに止まる程度であっても許されない。
- 3 憲法20条1項の「宗教の自由」は、公認された宗教に属さない宗教の少数派であった人たちに、多数派と同等の法的保護を与えるために導入されたものであるため、すべての宗教に平等に適用される法律は違憲となることはない。
- 4 憲法20条3項は、国が宗教教育を行うに自ら特定宗教を宣伝する活動を行うことを禁止する趣旨であるため、宗教団体の行う宗教上の祭典に賛して国が公金を支出することが時間上遅延することはない。
- 5 憲法20条3項は、国と宗教との関わり合いが、その目的と効果に照らして相当な限度を超えた場合にこれを禁止する趣旨であるため、国立学校で攻撃的宗教的理由から体育実技を履修できない学生に対して代替措置を認めることを一切禁じるものではない。

昭和62年から平成29年までの過去問・解説を厳選して掲載!

※憲法・基礎法は本試験日の関係上、平成28年(2016年)年までの過去問を掲載しています。
※編集や著作権等の都合上、一部掲載していない問題もあります。

① 重要度ランク

各問題に重要度が付けてあります。行政書士試験の合格を目指すにあたり、特に基本問題、確実に押さえておくべき問題が一目で分かるように工夫されています。効率よく学習するための指針としてください。

④ 学習のポイント

キーワードとなる問題について、復習の際に特に注意して押さえておかなければならないポイントや具体的な学習方法など、攻略法を指摘しています。

② 解答履歴チェック!

各問題の表題部分には、問題を解いた履歴が残るように、解いた日付と正解したかどうかを書き込むチェック欄が設けてあります。過去問学習における知識の定着度を把握する目安としてください。

⑤ 基本テキストと連動!

「基本テキスト」に合わせ、過去問を体系的に並べています。講義に合わせて効率よくインプットとアウトプットの繰り返しができますので、過去問を万遍なく、確実に身につけていくことができます。

③ 詳細な解説!

解答は単に正解か不正解か、条文番号や判例年月日の表示だけでなく、分かりやすく詳細な解説を載せているので、理解がぐっと深まります。この解説を丁寧に読むことで、知識の定着をより確実に図りましょう。

⑥ 過去問出題箇所

各問題に、何年の本試験に出題されたかを表記しています。